

山口県庁舎システム天井用照明器具 公募型プロポーザル機器費算定条件

1 技術提案書に記載する見積価格の算定条件

- (1) 使用する通貨は日本円とする。
- (2) 見積価格は以下の機器の総額とし、別に必要となる機器がある場合は、その価格も含めるものとする。

【想定台数】

システム天井用照明器具	5, 100台
非常用照明器具	1, 000台
調光制御用センサ	780台

- (3) 見積価格は定価ではなく希望小売価格とし、取付労務費等は含まないこと。
- (4) 別途梱包費や配送費を計上することは認めないため、諸費用を反映した価格を設定すること。
- (5) 見積価格は消費税を含まないものとする。

2 特定後の見積徴収における算定条件

- (1) 使用する通貨は日本円とする。
- (2) 見積は各機器の単価見積とする。
- (3) 機器単価は査定なしで設計書に記載するため、実勢価格を想定した希望小売価格の見積とすること。
- (4) 機器単価以外の取付労務費、梱包費、運送費等が別途計上されることは認めないため、諸費用を反映した単価とすること。
- (5) 機器単価に上記1 (2) で提示する想定台数を乗じた総額が、技術提案書に記載した総額を超えることは認めない。